

2. 手術に関する届出

(第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

・ 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	20件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	5件

・ 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成術等	2件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	1件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	29件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3件

・ 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	688件
-------------	------

・ その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	17件
イ	乳児に対する施設基準対象手術(1歳未満)	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術等、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	198件

(2025年1月～12月)
2026年1月1日現在